若年者地域連携事業入札説明書

１　調達内容

（１）調達件名及び数量

　　　若年者地域連携事業

（２）調達件名の仕様書等

仕様書（別紙１）及び若年者地域連携事業委託要綱（別添）による。

（３）契約期間　平成２８年４月１日（予定）から平成２９年３月３１日まで

（４）履行場所　支出負担行為担当官の指定する場所

（５）入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、下記３（２）に定める期日までに、企画書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

* + - 1. 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
      2. 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
      3. 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
      4. 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
      5. 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア　企画書提出時点において、過去５年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）

イ　労働保険・厚生年金・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、直近2年間の当該各保険料の未納がないこと。）。

ウ　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

エ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

オ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

カ　企画書提出時から過去3年間において、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。具体的には、法令等違反により送検された者ではないこと。

キ　提出書類に虚偽の事実を記載した者ではないこと。

ク　経営の状態又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。

ケ　技術審査委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者が属する事業者でないこと。

* + - 1. 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
      2. 入札参加グループでの入札について
         1. 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
         2. 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合においては、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。
         3. 全ての入札グループが上記(１)から(６)の全ての要件を満たすこと。

３　企画書の提出場所等

（１）入札説明書の交付場所、企画書の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒630-8570　奈良市法蓮町３８７番地　奈良第３地方合同庁舎

　　　　　　奈良労働局職業安定部職業安定課　担当：村上、柏木

　　　　　　ＴＥＬ：０７４２－３２－０２０８（内線　３７２）

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：n-antei@kcn.ne.jp

なお、入札説明書の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び労働局からの回答は原則として奈良労働局ホームページ上に公開することとする。ただし、当該質問者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開されない場合がある。

（２）企画書の提出期限

平成２８年２月１８日（木）１７時００分

（３）企画書の提出方法

原則、上記（１）まで直接提出（持参）すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記（１）あてに企画書の提出期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

　なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

1. 企画書の内容・提出書類

企画書の構成は次のとおりとし、記載内容を補足する資料を適宜添付しても差し支えない。部数は正1部、副5部とし、副5部について、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにしたうえで提出すること。

ａ　表紙

応募者の住所、名称及び連絡先を明記すること。

ｂ　企画書本体

別紙２の様式を参考に作成すること。その際、提案する各事業が仕様書第２の４（１）①～⑭にいずれに該当するかを明確にし、順番に並べるとともに、事業ごとにその目的、概要、対象者、実施回数等をできる限り明確にすること。

また、事業ごとに定量的な目標を設定することとし、把握方法も記載すること。その際、できる限りアウトカム目標とすること。（なお、求められる水準については、仕様書別紙２のとおり）

併せて、本事業を実施するための組織体制について可能な限り詳細に記載すること。センターや実施地域の企業、学校、行政機関等との連携体制についても可能な限り詳細に記載すること。

ｃ　企画書等概要

別紙３の様式を参考に作成すること。記載にあたっては、企画書等について特に特徴的であると考えるポイントを押さえながら、指定の字数以内で簡潔にまとめること。また、企画書の該当頁がわかるように記載すること。

ｄ　会社概要が分かる資料

ｅ　過去１０年以内の類似・関連事業における実績説明書

ｆ　別紙４の誓約書

ｇ　関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条で規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合は当該他の会社等という。）がある場合は、別紙５の当該関係会社一覧表

ｈ　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和５１年告示第１１２号）第６号（様式３５）又は第６号の２(１)及び(２)（様式３６及び３７））の写し。また、当該報告書の報告時点から入札時点までの全従業員及び障害者（いずれも常用労働者に限る。）の雇用状況が明らかになる書類（別紙６）。さらに常用労働者が２００人以下であって、雇用率未達成の事業主については、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることが証明できる書類（任意様式）。

ｉ 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の（写）

ｊ 暴力団排除に関する誓約書（別紙７）

（５）プレゼンテーションの日時及び場所

　　　　入札参加者は、技術審査委員会に対する企画内容のプレゼンテーションを行う。

日時　平成２８年２月２３日（火）９時３０分

（複数の参加者がある場合は企画書提出順に実施）

　　　場所　奈良労働局別館会議室

４　入札書の提出場所等

（１）入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8570　奈良市法蓮町３８７番地　奈良第３地方合同庁舎

　　　　　　 奈良労働局総務部総務課　担当：山本

　　　　　 　ＴＥＬ：０７４２－３２－０２０１（内線　３０３）

（２）入札説明会の日時及び場所

日時　平成２８年２月２日（火）１０時００分

場所　奈良労働局地下会議室

説明会の参加希望者は事前に３（１）まで連絡すること。

（３）入札書の提出期限

平成２８年２月１８日（木）１７時００分

（４）入札書の提出方法

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式によることができる。代理人が紙により入札を行う場合は、入札時までに委任状が必要となる。

なお、郵便、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

（５）開札の日時及び場所

日時　平成２８年３月３日（木）９時３０分

場所　奈良労働局2階局長室横会議室

５　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金　免除

（３）入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記２の競争参加資格を有することを証明する書類を企画書とともに提出しなければならない。

また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４）入札の無効

　　　 本公告に示した参加競争資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否　　要

（６）落札者の決定方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は労働局及び専門的知識を有する外部有識者で構成する労働局の技術審査委員会において行うものとする。

* + - * 1. 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。なお、点数は技術審査委員会の各委員の採点の平均点とする。

ア．必須項目審査（30点）

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。項目が満たされている場合には基礎点として加点を行う。一つでも満たしていない場合は失格とし、すべて満たした場合、基礎点として、30点とする（別紙７「評価基準及び採点表」参照）。

(ア)業務実施の基本方針の適格性

(イ)組織としての業務実施能力等

(ウ)組織・人員体制について

イ．加点項目審査（270点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、評価基準及び採点表に記載する観点から、絶対評価により加点する。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書を評価し、各項目に付与された点数に０点から５点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウエイトを乗じた点数を合計し、その合計点を技術点とする。加点項目については別紙８「評価基準及び採点表」のとおり。

* + - * 1. 落札者決定に当たっての評価方法

ア．落札者の決定方法

(ア)落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、次の「(イ)総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(ａ)入札価格が予定価格の範囲内であること。

(ｂ)評価基準及び採点表に記載される要件のうち、必須項目をすべて満たしていること。

(イ)総合評価点の計算

　　　　　総合評価点＝（基礎点30点＋加算項目審査による加算点270点）÷入札価格

　　　　イ．留意事項

(ア)当該落札者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかという観点から、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札者として決定することがある。

1. 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
2. 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、事業分担等が適切か否か等）
3. 当該契約期間中における他の契約請負状況
4. 手持機械その他固定資産の状況
5. 国の行政機関及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
6. 経営状況
7. 信用状況

（７）手続きにおける交渉の有無　　無

（８）その他

平成２８年度予算の編成状況によっては、仕様の内容等について変更が生じる可能性があるので、その際は双方で別途協議すること。